

「同音の漢字による書きかえ」において

表内字で構成される漢語となったものの扱いについて

- 「同音の漢字による書きかえ」(昭和 31 年 7 月 第 3 期国語審議会報告)は、当用漢字表にない漢字を含んで構成されている漢語を処理する方法の一つとしてまとめられたものである。
 - 昭和 56 年の「常用漢字表」及び平成 22 年の「常用漢字表」において漢字が追加されたことで、元々の漢字使用のままでも、表内の漢字及び音訓だけで構成される漢語となったものがあり、それらの漢語については、表内の漢字で二通りに表記できることになった。
 - これまで使われてきた経緯を踏まえ、「同音の漢字による書きかえ」で示した表記を否定せず、二通りの表記をともに認めることを前提とする。
 - その上で、表内字で構成される漢語となったものの表記の扱いについて、引き続き検討する。
- 1 「常用漢字表」(平成 22 年 11 月 内閣告示)又は「常用漢字表」に基づく「法令における漢字使用等について(通知)」(平成 22 年 11 月 内閣法制局長官決定)において扱いが示されているもの

漢字	書換え	扱い
磨	研磨 → 研摩	⇒ 研磨
臆	臆説 → 憶説	⇒ 臆説
	臆測 → 憶測	⇒ 臆測
潰	潰滅 → 壊滅	⇒ 壊滅
	潰乱 → 壊乱	⇒ 壊乱
	決潰 → 決壊	⇒ 決壊
	全潰 → 全壊	⇒ 全壊
	倒潰 → 倒壊	⇒ 倒壊
	崩潰 → 崩壊	⇒ 崩壊
毀	破毀 → 破棄	⇒ 破棄
窟	理窟 → 理屈	⇒ 理屈
腎	肝腎 → 肝心	⇒ 肝腎
汎	広汎 → 広範	⇒ 広範

2 「常用漢字表」(平成 22 年 11 月 内閣告示)又は「常用漢字表」に基づく「法令における漢字使用等について(通知)」(平成 22 年 11 月 内閣法制局長官決定)において扱いが示されていないもの

磨 磨滅 → 摩滅 ※昭和 56 年追加

妄 妄動 → 妄動 ※昭和 56 年追加

哺 哺育 → 保育 ※平成 22 年追加

3 漢字は表内とはなったが、音訓が表外であったり、まだ表外の漢字を含んで構成されていたりする漢語については、表内の漢字及び音訓だけで構成される漢語に該当しないので、表内の漢字及び音訓のみで二通りの表記があることにはならないことから、検討の対象外となるもの

漢字	書換え	備考
闇	闇夜→暗夜	「闇」に「アン」という音なし。
甚	蝕甚→食尽	「蝕」が表外漢字のまま。

◆参考◆

「2 「常用漢字表」(平成22年11月 内閣告示) 又は「常用漢字表」に基づく「法令における漢字使用等について(通知)」(平成22年11月 内閣法制局長官決定) において扱いが示されていないもの」に関する使用実態等のデータ

- コーパス：国立国語研究所「現代日本語書き言葉均衡コーパス」(少納言)
- 文字列調査：文化庁文化部国語課「出現文字列頻度数調査」(平成20年3月)
- 法令：電子政府「法令データ提供システム」
- 学術用語：国立情報学研究所「オンライン学術用語集」
- 新聞用語：日本新聞協会「新聞用語集 2007年版」, 「同 追補版」
- 国語辞典：「常用漢字表」(平成22年11月 内閣告示) に対応した次の6種
 - ・三省堂『新明解国語辞典・第7版』(平成24年1月)
 - ・三省堂『現代新国語辞典・第4版』(平成24年2月)
 - ・三省堂『三省堂国語辞典・第7版』(平成26年1月)
 - ・大修館書店『明鏡国語辞典・第2版』(平成22年12月)
 - ・岩波書店『岩波国語辞典・第7版新版』(平成23年11月)
 - ・小学館『大辞泉・第2版』(平成24年12月)

【磨 磨滅 → 摩滅】

表記	コーパス	文字列調査	法令	学術用語	新聞用語	国語辞典
磨滅	1 7	1 3	0	2	×	6 (先3/後3)
摩滅	3 1	—	2	0	○	6 (先3/後3)

○コーパス：「磨滅」1981～2005年の書籍のみ, 「摩滅」1981～2008年の書籍, 国会会議録, ブログ

○法令：◆水路業務法施行規則(昭和25年7月, 平成19年3月最終改正)
別表第1 (第1条関係)

備考 6 恒久標識は, 長期にわたり腐食することがなく, また, 十文字符が容易に摩滅することがない材質を用いるものとする。

◆国の会計機関の使用する公印に関する規則

(昭和39年4月, 平成18年11月最終改正)

(公印の印材)

第5条 公印の印材には, 容易に摩滅又は腐食しない硬質なものを使用しなければならない。

○学術用語：地学編

【妄 妄動 → 妄動】

表記	コーパス	文字列調査	法令	学術用語	新聞用語	国語辞典
妄動	29	32	0	0	○	6
盲動	0	3	0	0	×	3 (先0/後3)

○補足：衆議院会議録用字例及び参議院会議録用字例では「妄動」

【哺 哺育 → 保育】

表記	コーパス	文字列調査	法令	学術用語	新聞用語	国語辞典
哺育	36	7	4	0	△	6
保育	6105	—	321	8	○	6

○コーパス：「哺育」36例中、2例（ともに2002年）のみ「乳幼児を保護し、育てること」の意での用例。「保育」6105例中、「保育園」「保育所」「保育士」等ではない単独の「保育」は832例。そのうち、「母乳保育」及び「人工乳保育」は3例。

○法令：◆健康保険法（大正11年4月、平成27年5月最終改正）
附則（昭和36年6月15日法律第135号）
（経過措置）

2 この法律の施行前に分娩した被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者に係る健康保険法又は船員保険法の規定による分娩費若しくは配偶者分娩費又は哺育手当金若しくは育児手当金の支給については、なお従前の例による。

◆船員保険法（昭和14年4月、平成27年9月最終改正）
附則（昭和36年6月15日法律第135号）
（経過措置）

2 この法律の施行前に分娩した被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者に係る健康保険法又は船員保険法の規定による分娩費若しくは配偶者分娩費又は哺育手当金若しくは育児手当金の支給については、なお従前の例による。

◆労働基準法（昭和22年4月、平成27年5月最終改正）
（危険有害業務の就業制限）

第64条の3 使用者は、妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性（以下「妊産婦」という。）を、重量物を取り扱う業務、有毒ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

◆人事院規則 1017 (女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉)
(昭和 48 年 3 月, 平成 24 年 8 月最終改正)

(船員の特例)

第 14 条 2 各省庁の長は、妊娠中の女子船員及び産後 1 年を経過しない女子船員（以下「妊産婦である女子船員」という。）を別表第 3 第 1 号及び第 2 号に掲げる妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

○学術用語：建築学編，遺伝学編，心理学編，動物学編

○新聞用語：「ほいく→保育」の項に〔注〕で「飲食物や餌^{えさ}を与えて育てる」意では「哺育」も。」とあり。

○国語辞典：「乳や食べ物を与えて子を育てること」の意の方にのみ「哺育」を掲げ，「乳幼児を保護し，育てること」の意では「保育」のみを掲げる。

○補足：衆議院会議録用字例及び参議院会議録用字例では，「保育」の項に注として「畜産関係は「哺育」とあり。